

豊島区景観計画一部改定（原案）

パブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 平成 30 年 1 月 12 日（金）から平成 30 年 2 月 13 日（火）まで

【周知方法】

・広報としま 1 月 11 日号、区 HP、区政連絡会における町会長への通知

【閲覧場所】

・都市計画課、広報課、行政情報コーナー、区民事務所（東部、西部）、
図書館（7ヶ所）、区民ひろば（26ヶ所）、区 HP

(2) 受付方法

メール 2 件、郵送 1 件、持参 1 件 合計 4 件

(3) 提出意見数

21 件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

【内訳】

| 分類 | 件数 |
|---------------------------|----|
| 景観形成特別地区「雑司が谷地域」の指定 | 2 |
| 景観重要公共施設「鬼子母神大門ケヤキ並木道」の指定 | 9 |
| その他 | 10 |

2. パブリックコメントのご意見の概要と区の考え方

| 景観形成特別地区「雑司が谷地域」の指定 | | | |
|---------------------|--------|---|--|
| 番号 | 分類 | 意見内容 | 区の考え方 |
| 1 | 景観形成基準 | 東通りは洋風のお洒落な飲食店も増えてきており、「美食ロード」「奥池袋」などと雑誌やテレビでも紹介されている。そのような背景を考えると、洋風の景観に誘導する計画にしてもよいのではないかと。 | 個性的な飲食店が並ぶ東通り沿道は、池袋副都心と落ち着いた住宅地である雑司が谷地域の境界となる重要なエリアです。現在は、沿道の景観形成について「洋風」に特化する方針はありませんが、「景観形成基準」に個性的な店舗が並ぶ雰囲気を生かす配慮を記載いたします。 |
| 2 | 景観形成基準 | 東通りは歩道が狭く車も通るため危険がある。街並みを整えるのは良いことだが、車が多いのでは景観としては良くない。歩行者優先で安心がもてる道路にしてほしい。 | 東通りは幅員 6m以上の拡幅整備を行いました。歩道が狭い部分があります。「景観形成基準」では「人々が心地よく歩行できる街並み」や「ゆとりある歩行空間の確保」を示しております。建築物の協議の際には、建物の配置などについて、道路と連続したオープンスペースを設け、心地よく歩行できる空間を確保するよう図ってまいります。 |

| 景観重要公共施設「鬼子母神大門ケヤキ並木道」の指定 | | | |
|---------------------------|--|---|--|
| 番号 | 分類 | 意見内容 | 区の考え方 |
| 3 | 区域 | 都天然記念物「鬼子母神大門ケヤキ並木」と重要景観公共施設「鬼子母神大門ケヤキ並木道」との領域差異点について史実の確認をしてほしい。 | ご指摘いただいたとおり、景観重要公共施設の「鬼子母神大門ケヤキ並木道」の区域には、江戸時代に境内であった部分が含まれており、その時代の「鬼子母神大門ケヤキ並木」とは区域が異なります。誤解を招かないように「図表 8-9 景観重要公共施設の区域図」にその旨を記載いたします。また、「整備に関する事項」に江戸時代から参詣人でにぎわってきた歴史を加筆いたします。 |
| 4 | ケヤキの保全 | 雑司が谷が未来遺産に登録された記念として若木が植樹されましたが、樹齢の古い木は雑司が谷の「歴史の生き証人」として、若木とともに保存し、樹木医の協力を得るなどの予算化も合わせた保存計画の策定を要望します。 | 「鬼子母神大門ケヤキ並木道」においてケヤキの木は最も重要な景観資源のひとつです。「整備に関する事項」では「並木の魅力を生かした道路景観の形成」や「道路交通の安全を確保した上で、将来を見据えてケヤキの雄大さや風格、美しい樹形を維持するよう適正な管理に配慮します。」と示しています。これに即し、現在のシンボリックな景観が保たれるよう整備してまいります。 また、景観の届出においては、並木道に面する全ての敷地の建築等を届出対象とし、「景観形成基準」に「ケヤキの保全への配慮」を示しました。これに基づき建築物の建替えの際などには、ケヤキの保全に配慮した配置や規模となるよう協議してまいります。 景観重要公共施設の指定においては、地域の方々を対象にワークショップを開催し、地域の景観について考えてきました。ケヤキ並木道の景観は地域の方々の活動により保たれているものです。今後も「鬼子母神大門ケヤキ並木保存会」などの地域の方々と連携しながら景観まちづくりをすすめてまいります。 |
| 5 | | ケヤキ並木のなかの1本に少しダメージがあります。しかし、この古い樹齢のケヤキ並木には生命力を感じます。雑司が谷のシンボルとしてこれから先も残してほしいと思います。かつて何本かが伐採されたこともあると聞きましたが、今後は絶対に伐採は止めて欲しいと思います。 | |
| 6 | | ケヤキを切ることを例外としない区の意志の「構築」を希望します。 | |
| 7 | | 古木、朽木後の植え替えの担保を要望します。 | |
| 8 | | 「鬼子母神大門ケヤキ並木道」の計画づくりは、「鬼子母神大門ケヤキ並木保存会」と連携して進めていただきたいと思います。保存会の方々は現に居住して日々並木道の管理や清掃などもされています。他の誰よりも「ケヤキ並木道」に対する深い思いがあり、こうした努力が地域の賑わいを支えていると思います。 | |
| 9 | 現況並木道仕様(石畳、他)の保持を希望します。 | 道路の舗装は、景観において重要な要素だと考えています。「整備に関する事項」では「周囲と調和する雰囲気を持つ自然石の使用を基本とします。」と示しています。舗装の改修にあたっては、これに即した整備を行います。 | |
| 10 | 舗装 ケヤキ並木の景観は計画案の「鬼子母神大門ケヤキ並木道」の石畳の道と切り離せないものと思います。石畳はケヤキ並木から鬼子母神本堂正面まで続いています。並木から本堂、法明寺に至る道路の統一感を保持するために、石畳の保存を要請します。特に樹齢を重ねたケヤキ並木については、樹木が栄養や水分をとるためにもアスファルトではなく、石畳でなければならないと思います。 | | |

| | | | |
|----|----------|---|---|
| 11 | 整備に関する事項 | 無電柱化への対応の一つとして「浅層方式」が述べられていますが結果的には必ず根痛めを誘います「基本的に埋設は避けるべき」と考えます。 | 無電柱化にあたっては「整備に関する事項」で「ケヤキの根を保護しながらの整備」と示しています。無電柱化の整備を行う場合は、ケヤキを痛めない方法を検討いたします。 |
|----|----------|---|---|

| その他 | | | |
|-----|------|---|---|
| 番号 | 分類 | 意見内容 | 区の考え方 |
| 12 | 周知 | 「豊島区景観計画」をつくっても景観意識が十分に浸透するのか疑問です。学校、お寺、マンションや大きな事業者には、関係するところを抜粋し分かり易くしたものを個別に渡すと良いと思います。 | 景観形成特別地区の指定においては、地域の方々を対象にワークショップを開催し、地域の景観について考えてきました。改定にあたり、個別に周知することは考えておりませんが、今後も、講演会やワークショップ、平成30年度に始める「景観まちづくり出前講座」などを通じて、積極的に周知・啓発に努めてまいります。 |
| 13 | | この地域には神社、お寺、霊園、音大があります。公共施設の改修や建替え時には、外観をこれらや周りと調和するシンプルで美しいものにするべきです。 | 公共施設は「景観まちづくりの方針を十分に踏まえ、良好な景観の形成に努める」と景観計画に示しています。改修などを行う際には、地域の歴史や文化などの地域特性を惹き立てるよう計画します。 |
| 14 | 運用 | 建物の新築改築をする際、外観を景観計画に合わせることに助成金を出せば計画が進むと思う。 | 景観計画では、景観まちづくりの方針を実現するために、一定規模以上の建築物について景観の届出を義務付け、協議を行っています。雑司が谷地域については、現在よりも届出の対象を拡大しました。届出においては、建築計画が方針に即した内容となるように、建築主と区と景観の専門家である景観アドバイザーの3者により、きめ細かく協議してまいります。 |
| 15 | 並木道 | 並木通行の交通量を減らす積極的助力を希望します(重量規制、一方通行化など) | 大門ケヤキ並木道の自動車交通量の抑制には、一方通行化も考えられますが、周辺住民の方への影響が大きいため、環状5の1号線の整備による交通環境の変化及び周辺住民の方の合意形成を図りながら、交通管理者と協議してまいります。 |
| 16 | 公園 | 鬼子母神堂前のみみずく公園の整備も重要と思います。観光客が利用し、近隣の子どもたちが安心して遊ぶことができる公園として禁煙化とトイレの美化を希望します。禁煙化は受動喫煙の問題からも、周辺の文化財を火災から守るためにも、喫緊で検討する必要があると思います。計画案は、関連する施設も合わせて総合的な視点からの検討が必要と思います。 | 公園は子ども達にとって貴重な外遊びの場であり、また、近年は多くの保育園等が公園を園庭として利用しているケースも増えています。子どもを受動喫煙から守り、子育て環境をさらに向上させていくため、平成30年10月1日から公園等の全面禁煙化を実施する予定です。 また、公園等にあるトイレ133か所のうち、建替え及び改修を要する約85か所を平成29年度から31年度までの3か年で改修していきます。みみずく公園のトイレは平成31年度に改修を実施する予定です。 |
| 17 | 都市計画 | 鬼子母神周辺は観光地としてのポテンシャルがあるので、今回の景観計画改定については賛成である。もっと観光地的な物販や飲食店を誘導できるようにするべきである。 | 鬼子母神堂周辺は江戸時代から参詣や遊行に人々が訪れにぎわってきた歴史や文化があり、店舗はにぎわいを生む大事な要素であると考えています。景観計画で店舗を誘導することはできませんが、景観の協議の際には、にぎわいを損なわないよう「景観形成基準」で示している「風情のある街並みとの調和」や「閉鎖的にならないような配慮」を求めてまいります。 |

| | | | |
|----|------|---|---|
| 18 | 都市計画 | 池袋駅南デッキ計画など今後の南側の開発に合わせて、東通りについても方向性やコンセプトのある都市計画を考えるべきである。 | 区では平成 28 年 7 月に「池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン」策定し、池袋駅周辺地域において公民が連携して池袋駅周辺地域の都市再生を進めていくためのまちづくりの目標・まちづくりの方針・事業化に向けた取組などを共通の指針として示しました。今後、具体的な方針として「池袋駅周辺地域基盤整備方針」を策定します。 |
| 19 | | 東通りについても無電柱化を進めてほしい。 | 今後起こりうる災害に備え、防災機能を高めていく必要があるため、区では平成 27 年度から「無電柱化の推進」に取り組んでおり、今後、無電柱化推進法に基づく無電柱化計画を策定する予定です。 |
| 20 | 無電柱化 | 無電柱化を比較的広い通りや、やりやすい所からどんどん進めるべきです。 | 平成 29 年度は都市計画道路補助第 173 号線で無電柱化を完了しました。平成 30 年度は巣鴨地藏通りの詳細設計と学習院椿の坂で工事を行う予定です。なお、現在、東通りについては具体的な計画はありませんが、区では区道全線において計画的に無電柱化をすすめ、防災力の向上を図るとともに、区民と来街者が安全・安心に通行できる道路を目指してまいります。 |
| 21 | 装飾塔 | 明治通りから入る東通り入口に「東通り」と書かれた看板があるが、古びてダサいのでカッコいいものにしてほしい。 | 東通り入口にある商店街が所有管理する装飾塔は、支柱を区街路灯と同系色とするなど、景観に配慮していると考えております。平成 8 年に設置された後、2 度改修を行っており、現在は取り替え等の予定はないと聞いておりますが、ご意見は参考とさせていただきます。 |